

第139号議案

八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係
る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条
例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の
基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並
びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支
援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の
基準に関する条例（平成25年八王子市条例第18号）の一部を次のように改正
する。

改正後	改正前
(心身の状況等の把握) 第16条 指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、指定介護予防認知症対応型通 所介護の提供に当たっては、利用者に係る 介護予防支援事業者が開催するサービス担 当者会議（八王子市指定介護予防支援等の 事業の人員及び運営並びに指定介護予防支 援等に係る介護予防のための効果的な支援 の方法の基準に関する条例（ 令和3年八王	(心身の状況等の把握) 第16条 指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、指定介護予防認知症対応型通 所介護の提供に当たっては、利用者に係る 介護予防支援事業者が開催するサービス担 当者会議（八王子市指定介護予防支援等の 事業の人員及び運営並びに指定介護予防支 援等に係る介護予防のための効果的な支援 の方法の基準に関する条例（ 平成26年八

子市条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。) **第34条第9号**に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。））、指定訪問介護事業者（八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（**令和3年八王子市条例第 号**。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例**第70条第1項**に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項

王子市条例第61号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。) **第20条第9号**に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。））、指定訪問介護事業者（八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（**平成26年八王子市条例第56号**。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例**第64条第1項**に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事

<p>第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準条例第34条各号に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準条例第35条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</p> <p>(3)~(15) (略)</p>	<p>業(同項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準条例第20条各号に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準条例第21条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</p> <p>(3)~(15) (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

